

ごあいさつ



「衣・食・住」は人々の生活に欠くことのできない要素です。

このうち「住」については、これまで人口や世帯数の増加に対応して、住宅の数を増やす政策が積極的にとられてきました。

その結果、現在では世帯数より住戸数が上回るなど、住宅事情は大きく改善してきました。

一方、近年においては人口減少・超高齢社会が間近に迫る中であって、住宅のバリアフリー化や環境への配慮、耐久性など新たな課題が生じてきました。また、住宅そのものだけでなく、住む人の暮らしを支える仕組みや社会環境の整備も重要な課題となっております。

こうした課題に対応するため、今後の住宅政策は住宅や生活の質の向上を図ることを主眼とし、「量」から「質」へと政策を転換する必要があります。

住宅に住む人、住宅をつくる人、さらには、まちづくりや環境、子育てなど暮らしに関わる活動を行うNPOなどの皆様と行政が連携して、住まいづくりや地域づくりを進めていくことがますます重要となります。

そこで、県では、県民の皆様が住んで良かった、暮らして良かったと思える埼玉をつくるため、住宅政策の戦略的計画となる「埼玉県住生活基本計画」を策定しました。

この計画は平成18年度から10年間の埼玉県の住宅政策の基本方針と目標を示すとともに、展開すべき様々な施策を掲げています。

県はこの計画を積極的に推進し、「住み手とつくり手・供給者がともに育てる住まいとまち」の実現を目指してまいります。

今後とも、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成19年3月

埼玉県知事

上田清司

目 次

【はじめに】	1
【第1章 住宅政策の基本的な方針】	5
【第2章 住宅政策の目標と目標達成に向けた施策の展開】	11
1 住宅政策の目標	
目標1 だれもが安心して安全に暮らせる住まい・まちづくり	
目標2 次世代に継承できる良質で美しい住まい・まちづくり	
目標3 住み手とつくり手・供給者がともに育む住まい・まちづくり	
目標4 住まいのセーフティネットが整った住まい・まちづくり	
2 目標達成に向けた施策展開	
【第3章 公営住宅の供給戸数の目標量】	35
【第4章 重点供給地域】	39
1 重点供給地域の指定の目的	
2 重点供給地域の位置付け	
3 重点供給地域の類型	
4 重点供給地域の指定と施策の方向	
【第5章 施策の実施に向けて】	45
1 住み手、つくり手・供給者、行政の役割	
2 住み手、つくり手・供給者、行政の行動・判断の指針	
3 県と市町村の連携	
4 施策の進行管理と協働・連携	
別記1 住宅性能水準	50
別記2 居住環境水準	51
別記3 誘導居住面積水準	52
別記4 最低居住面積水準	53
【別表1 重点供給地域一覧表】	54
【参考資料】	85
①住まいの状況に関する資料	86
②住まいのニーズに関する資料	99
③住生活基本法	104
④住生活基本計画（全国計画）	110
⑤埼玉県住宅政策懇話会提言	128
⑥埼玉県住生活基本計画の策定経過	141
【用語解説】	143

※アンダーラインが引かれている言葉には、用語の解説があります。